

IV

石巻市中心市街地における ケーススタディ

IV.1 石巻市における被災の実態と対応

昔から町並みのあった場所に
賑やかで・美しく・安全なまちを再生する

IV.1.1 被災の実態

被災と中心市街地

まず石巻市の被害を確認しよう。石巻市の場合、津波で一掃された市街地の相当部分が戦後に拡大した市街地である。一方、昔からの中心市街地の建物の流出被害は海沿いの地域等と比較して小さかった。現在の地形図に浸水区域を書き込み、しかるのちに明治または大正時代の地形図を重ねて見るとそのことがよくわかる。

まず、石巻の浸水深を示したマップを示そう。中心市街地は、中央にある日和山沿いに東と北に広がるが、浸水深は赤（2m 以上）から黄（0.5m 未満）まで様々である。これをもう少し詳しく、現代の地図と大正一年の地図で確認してみる。次ページの図でピンクで塗ったところが人口集中地区（DID）、水色で塗ったところが浸水した地区である。下は大正1年の地図で、当時の中心市街地は、戦後に拡大した地域に比べ被害は小さい。上は、現在の地図で、市街地が大幅に拡大した様子が見てとれる。同時に、それら市街地

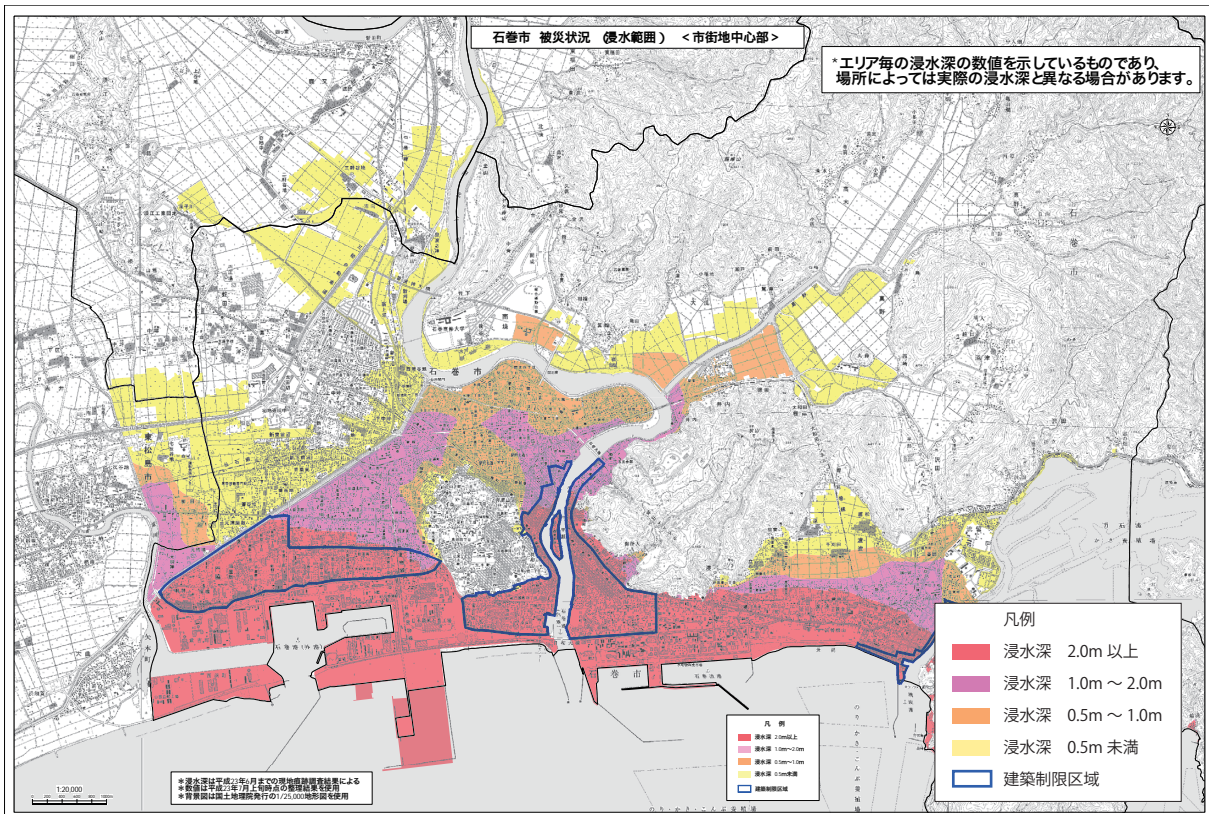


図 4.1 石巻の浸水マップ

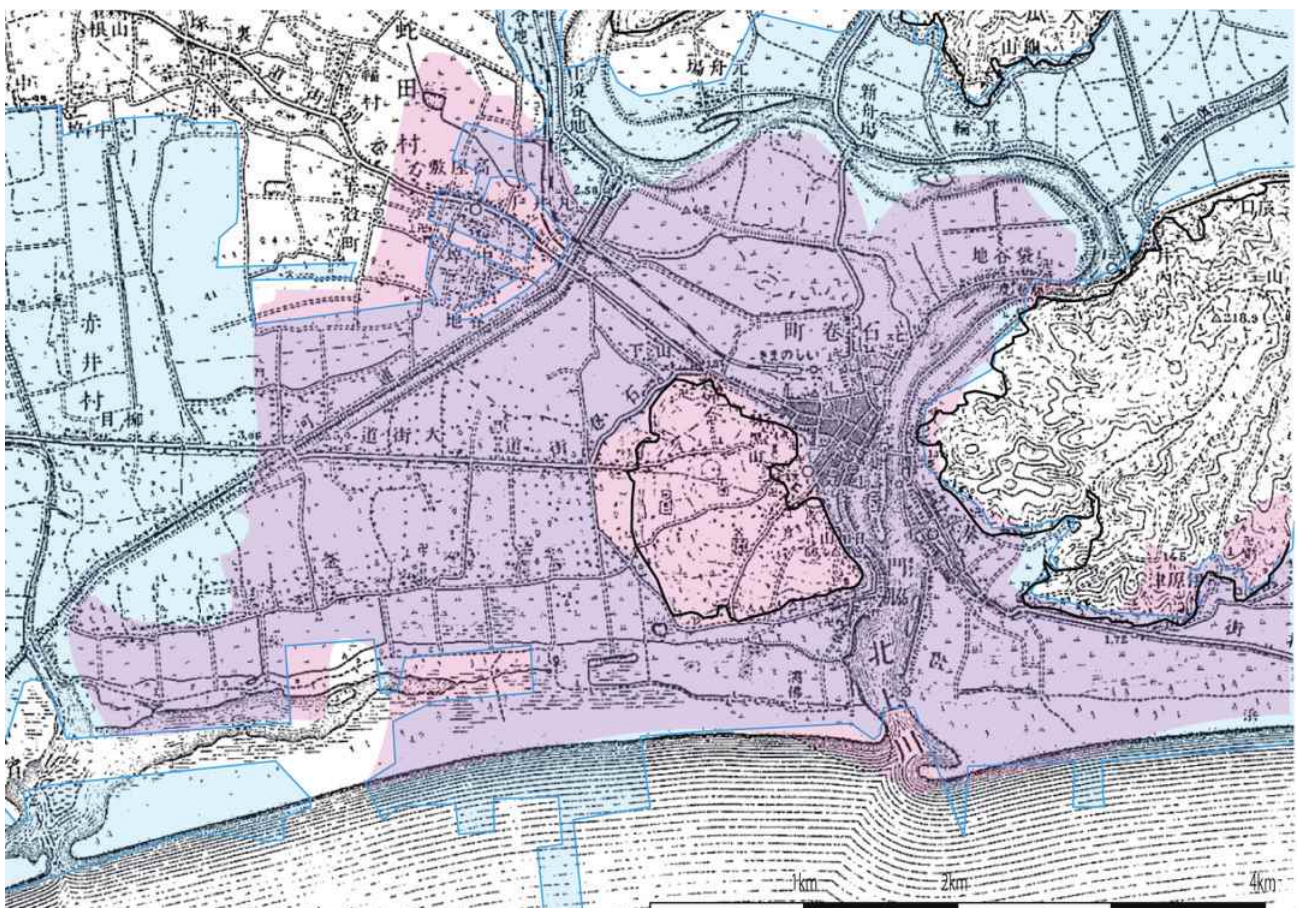
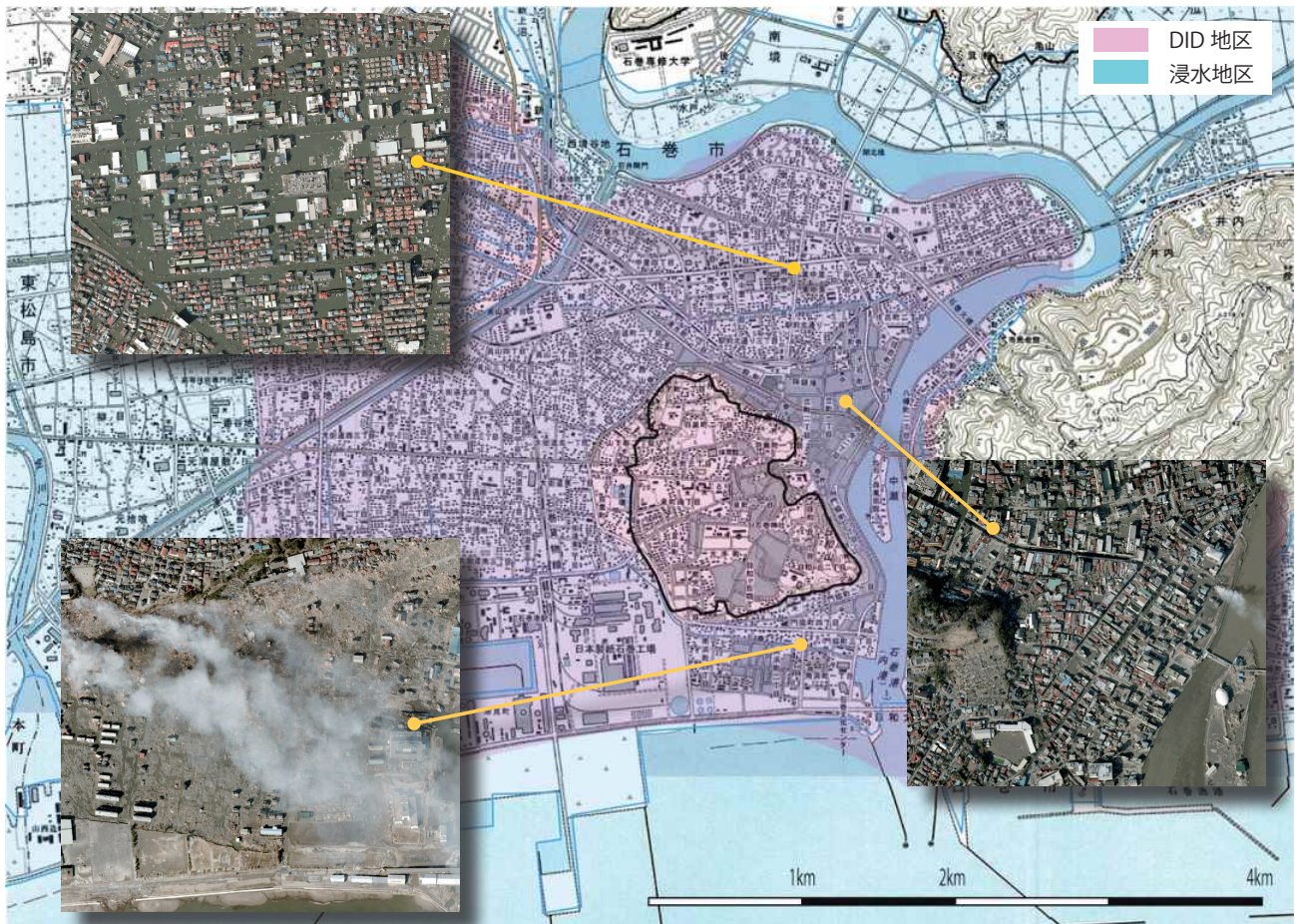


図 4.2 石巻の被災状況 (上) とそれを大正 1 年の地図に重ねたもの (下)

の密度があまり高くないことも読み取れる。そして、その拡大した市街地が、津波で一掃されたのであった。一方、古くからの中心部は、下流のアイトピア商店街が津波で流されてきたさまざまな物で、一階が大きな被害を被ったが、一番商店街である立町は、1メートル程度の浸水に止まった。

人口の動向と市街地

知られるように、わが国はこれから劇的な人口減少社会に突入する。このようにして戦後に広がった市街地が今後とも本当に必要な市街地であるかどうかを人口予測とともに慎重に判断する必要がある。また、新たな市街地の拡大が復興の唯一の方策であるかどうか問われなければならない。

全国のデータだが、人口集中地区（DID）は、1960年以來、面積は3倍になったが人口は2倍になるにとどまった。そして、もはや成長のピーク（1970年代）は過ぎている。DIDの人口密度は、1960年から1995年にかけて減少の一途をたどり、1990年には70人/haを割り、1995年には66人/haとなった。これを都市規模別にみると、50万人以上の都市を除いて低下を続け、特に10～20万人都市は43人/haとDIDの定義である40人/haに近づいている。

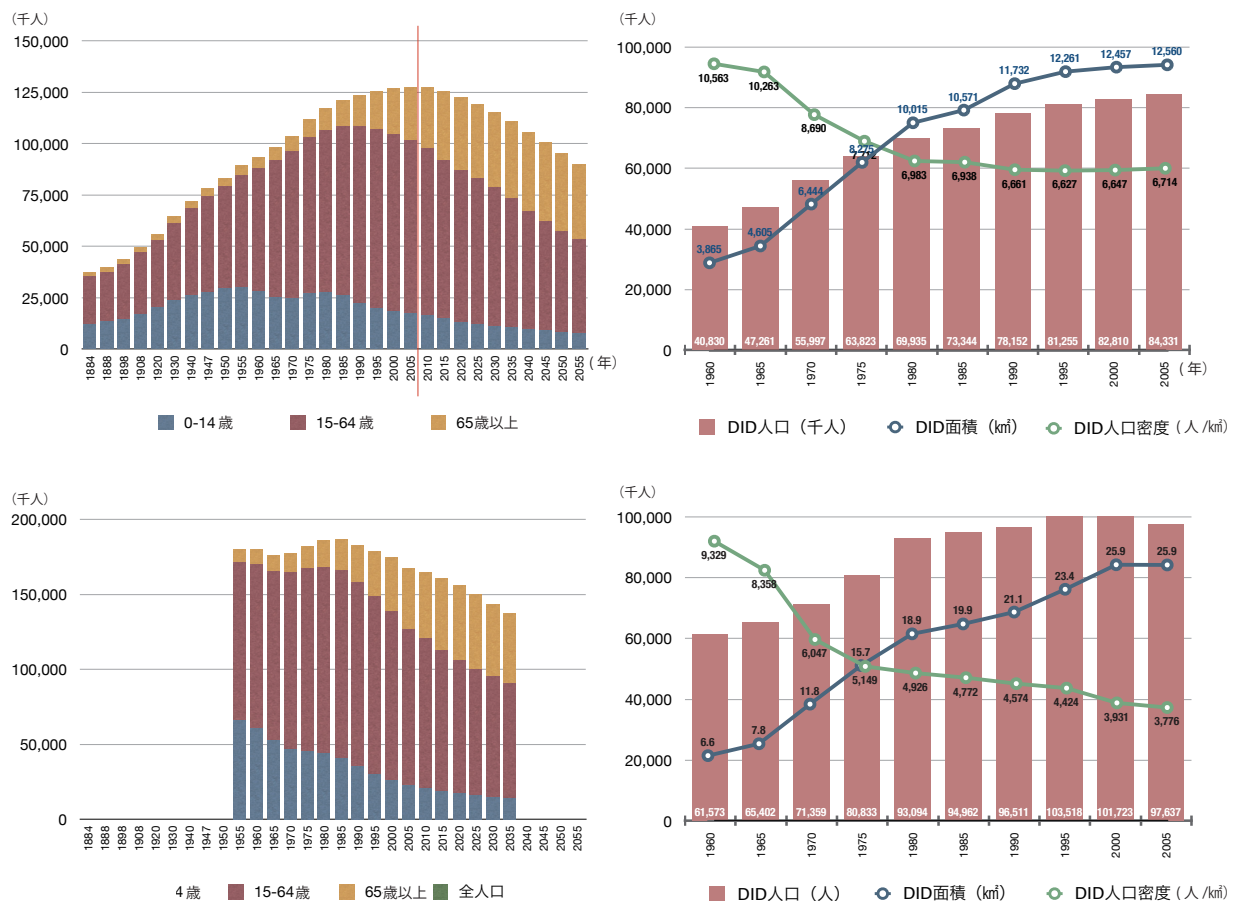


図 4.3 人口推移・予測と DID 面積及び密度の推移（上：全国、下：石巻）

表 4.1 石巻市中心市街地人口推移 全人口に対する割合

年	人口(人)	割合
1998	3960	2.2%
1999	3926	2.2
2000	3879	2.2
2001	3819	2.2
2002	3739	2.1
2003	3653	2.1
2004	3554	2.1
2005	3467	2.0
2006	3397	2.0
2007	3342	2.0
2008	3236	1.9
2009	3176	1.9

石巻市も例外ではない。石巻市の震災直前の人口は 16 万 2,822 人であるが、震災がなかった時点の予測で、20 年後の 2035 年には 12 万人を切ると推計され（人口問題研究所、封鎖人口）、流入なしで全国よりもさらに激しい人口減少が予測されていた。震災後、人口はすでに 15 万人に減少しているので、減少はさらに大きくなる見込みである。

うち、中心市街地の人口は、1998 年から 2009 年にかけて、3,960 人から 3,176 人へと毎年徐々に減ってきた。世帯数も 1,495 世帯から 1,382 世帯へ減少している（市全体では 56,333 世帯から 60,349 世帯へ増加）。

なお、明治 19 年の石巻市の人口は 1 万 6,618 人で、その相当数がまちなかに住んでいたと思われる。

中心市街地復興の方向

以上をまとめると、石巻市の例では、歴史的な中心市街地が都市のあらゆる意味での核であるとすれば、一定の安全策をとった上で、①以前の町のかたちへ戻すこと、②まちなか移転を促進することが考えられる。

問題は、中心市街地では、一般に、①土地や建物の権利が錯綜していること、②インフラ特に道路や駐車場が不足していること、③生活利便施設の多くが郊外へ移転していることなどが、再生上の隘路となると考えられている。石巻市の場合、市役所は駅前のデパートが撤退したビルに入居しており、③はまだ決定的な問題になっていない。道路は、比較的整備されており、未整備の都市計画道路は少ないと考えられる。すでに空地が多く駐車場は多くあるので②も

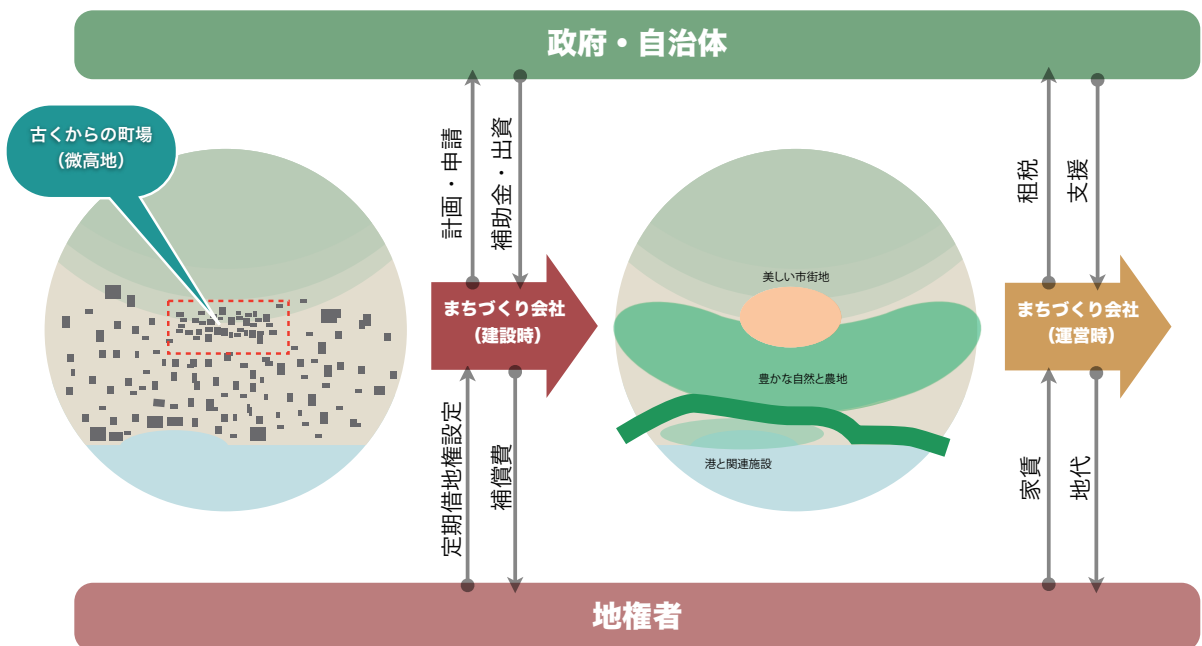


図 4.4 中心市街地を核とした復興のイメージ

大きな問題とは言えないだろう。とすると問題は①である。これこそが本調査の課題で、実際の事業の進行とあわせて、手法を明らかにしていく。

このような隘路が克服されるとして、中心市街地では新しい住宅をどのぐらい供給できるであろうか。中心市街地活性化基本計画における中心市街地の面積は 56.4ha である。このうち、道路やオープンスペースを除き、宅地に使える面積を半分とすると、28.2ha。この半分のエリアでプロジェクトが行われた場合、130 戸/ha として 2000 戸弱（1833 戸）が供給可能である。

本調査では、以下の 3 地区をケーススタディの対象とする。

場所	敷地面積	計画住宅戸数（仮）
中央三丁目地区.....	3,862m ²	51 戸
立町二丁目地区.....	4,992m ²	41 戸
立町一丁目地区.....	6,600m ²	67 戸

図 4.6 は、中心市街地全体で一定のプロジェクトが行われたとして、他に再開発の動きのある街区を勘案し、街区ごとの住宅供給戸数を見積もったものである。総計約 2000 戸となる。



図 4.5 中心市街地を核とした復興のイメージ

なお、石巻市では2012年3月1日現在、約7300戸の仮設住宅が存在する。石巻市震災復興基本計画では、当面3000戸の災害公営住宅を建設し、うち石巻地区（旧石巻市、郊外を含む）で2450戸を建設するとしている。

IV.1.2 震災後とられた措置

図4.7に見るように、「Ⅲ.4 復興制度」で見た国の動きにあわせ、石巻市もさまざまな措置をとってきた。

まず、2011年の4月に「石巻市震災復興方針」がまとめられ、以降、6月24日に「石巻市都市基盤復興：災害に強いまちづくり（基本構想）案」、8月17日に石巻市震災復興基本計画（骨子）が発表され、市民との対話を重ねて12月22日に「石巻市震災復興基本計画」が決定された。さらに2月15日には「石巻市震災復興基本計画実施計画」を定めた。

法定の措置としては、建築制限について、建築基準法、建築制限特例法、被災市街地復興特別措置法に従って、図のような手順を経

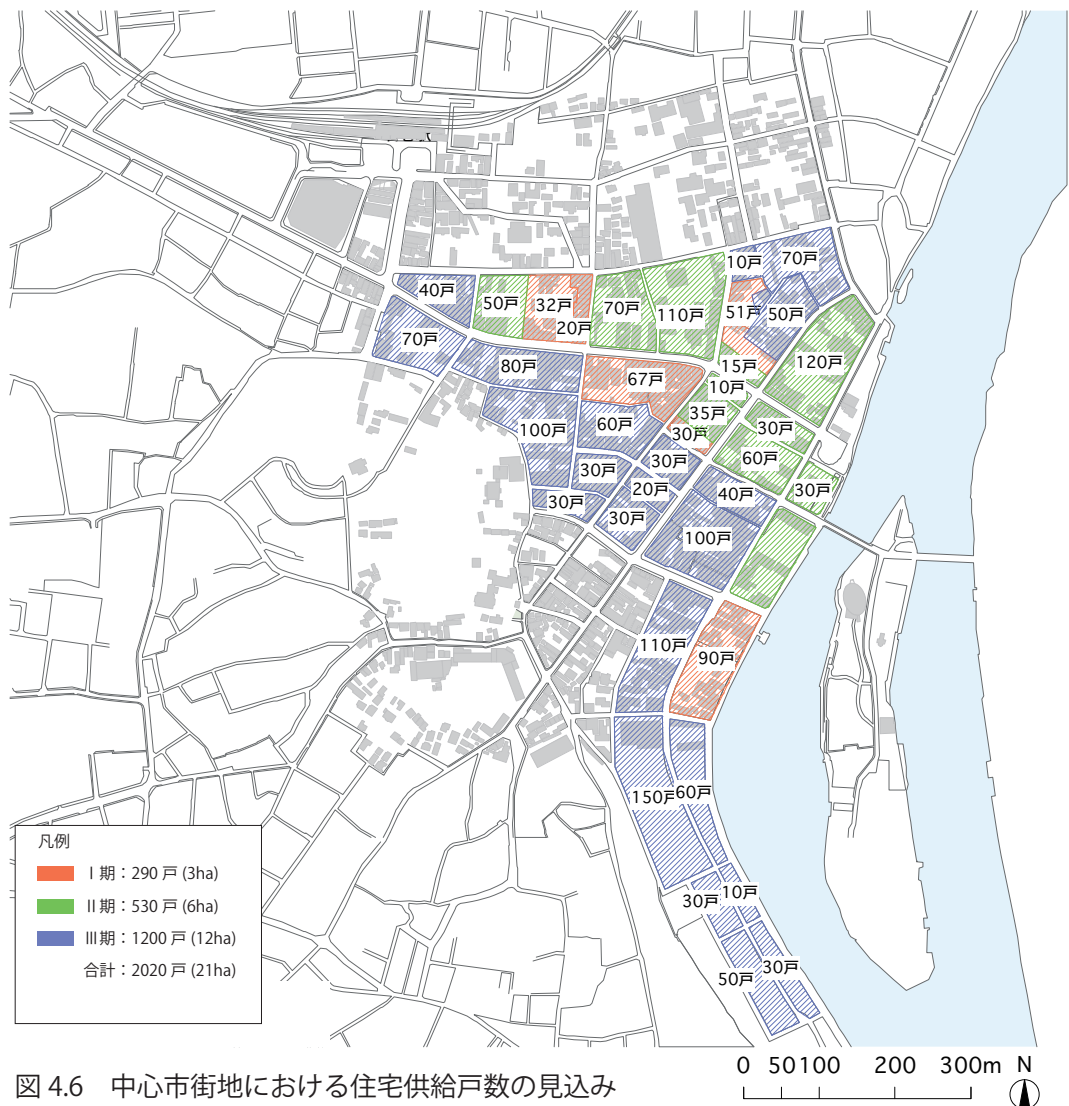


図 4.6 中心市街地における住宅供給戸数の見込み

て、9月21日に被災市街地復興推進地域が決定された。

具体的にどのように復興を進めるかについては、津波のおそれのない内陸部へ新たな市街地を開発する方向と、中心市街地を再生していく方法のふたつが模索されてきた。まず、11月頃に、防災集団移転事業の対象世帯に用意する代替地と災害公営住宅の建設地として、同市蛇田、渡波両地区の民有地計約126.4haを買い上げる方針が決定された。

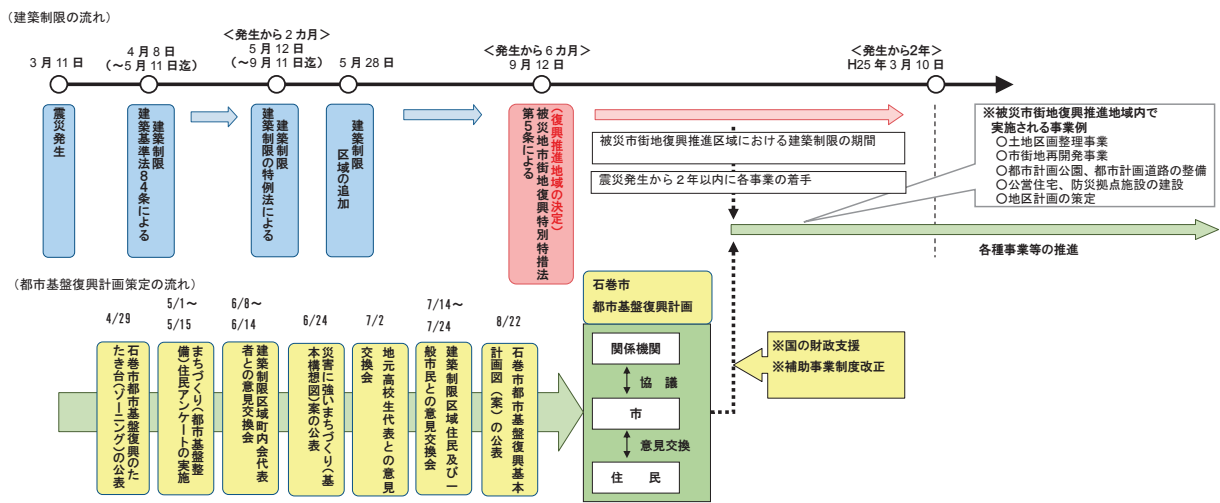


図 4.7 建築制限と都市基盤復興計画

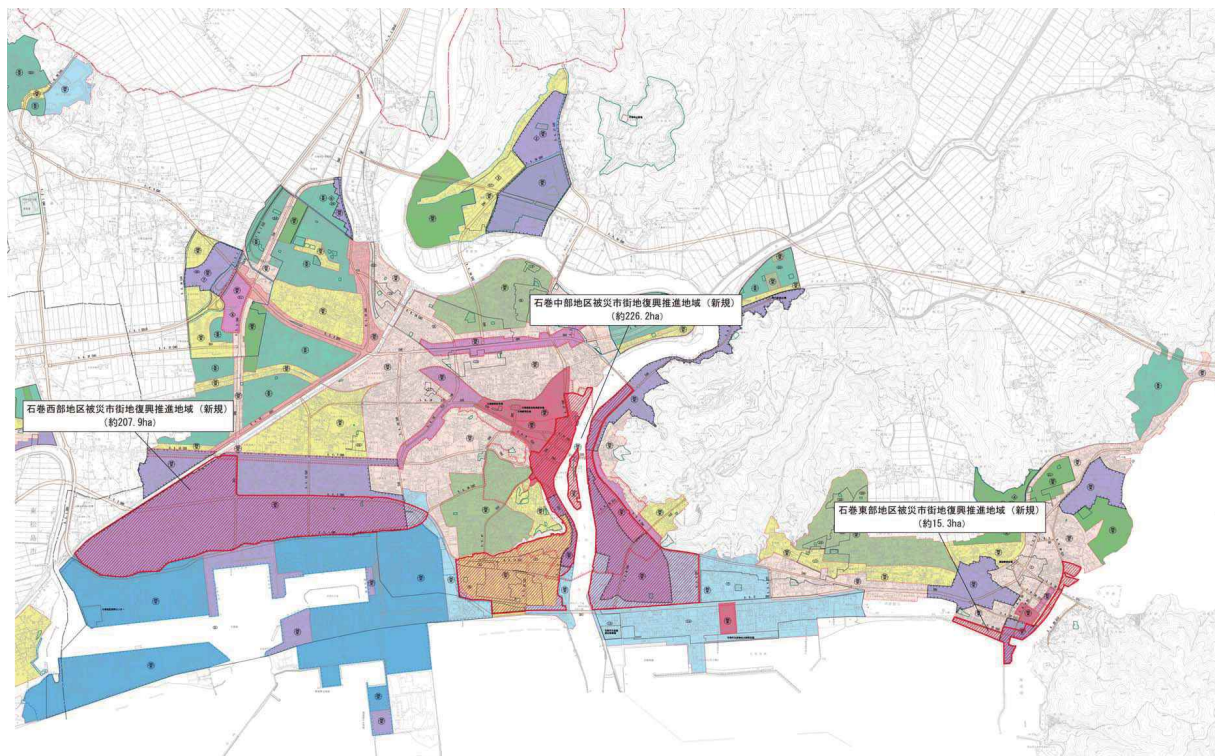


図 4.8 復興推進地域

一方、中心市街地では、本調査のケーススタディの対象となっているように、再開発への機運が高まり、12月24日に「コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会」が発足し、精力的に協議が重ねられ、3ブロックで再開発事業が着手される予定である。なお、石巻市では、市全体で3000戸、石巻市街地内で中心市街地と郊外を含め2450戸の災害公営住宅を供給するとしている。2月には、そのうちの借り上げ型について、募集が行われた。また3月5日には、「石巻市まちなか再生特区」と「北上食料供給体制強化特区」を復興推進計画として申請した。

表 4.2 復興特区法における3つの計画と石巻市における展開

	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画
概要	個別の規制・手続の特例や税制上の特例等（以下「規制の特例等」という。）を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画	土地利用の再編を図りながら復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めることが必要な地域等において、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるために、市町村が単独又は県と共同して作成する計画	相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の市町村が単独で、又は、市町村と県が共同して作成する計画
	内閣総理大臣の認定を受けることにより、住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制・手続の特例、雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例、利子補給金制度の適用を受けることができる。	必要に応じ、公聴会、公告、縦覧や復興整備協議会での協議・同意を経て、当該計画を公表することにより、事業に必要な許可の特例が適用されるとともに、手続のワンストップ処理、被災地域の実態に即した事業制度が適用される。	内閣総理大臣に提出することにより、予算の範囲内で、当該事業の実施に要する経費に充てるための復興交付金の交付を受けることができる
	「地域協議会」復興推進計画の作成等について協議するため、地方公共団体、事業実施主体、地域の関係者等を構成員として組織することができる。地域協議会が組織されている場合は、復興推進計画の作成等にあたり、地域協議会において協議をすることが必要である。	「復興整備協議会」被災関連市町村、道県、許認可権者等から構成され、同協議会での協議・同意を経ることにより、必要となる許認可やゾーニングの変更等の手続を一括して処理することができる。	復興交付金 ①40のハード補助事業を一括化、②使途の緩やかな資金を確保、③地方負担を全て手当て、④執行の弾力化・手続の簡素化により、特定地方公共団体が自らの復興プランの下に進める復興のための地域づくりを支援する
石巻市における展開	平成24年3月5日認定申請 ・石巻市まちなか再生特区 ・北上食料供給体制強化特区	・平成24年2月17日 石巻市復興整備協議会設立 ・平成24年2月17日 第1回石巻市復興整備協議会開催	平成24年3月2日第一回提出 基幹事業 ・埋蔵文化財発掘調査事業 ・道路事業（市街地相互の接続道路等） ・災害公営住宅整備事業 ・借上公営型地域優良賃貸住宅事業 ・都市再生区画整理事業（都市再生事業計画案作成事業） ・都市防災総合推進事業 ・下水道事業 ・防災集団移転促進事業 効果促進事業 ・都市公園事業 ・新墓地建設事業

表 4.3 国と石巻市における復興関連制度の動向

	国	石巻市
2011	4.11	復興構想会議の開催 閣議決定(4.14 第一回)
	4.27	石巻市震災復興推進本部「石巻市震災復興方針」
	4.29	建築制限特例法 公布・施行
	4.29	災害復旧事業代用法 公布・施行
	5.2	平成 23 年度第一次補正予算成立
	5.12	建築物の建築を制限する区域の指定
	6.23	東北大学大学院工学研究科と包括連携協定
	6.24	東日本大震災復興基本法公布・施行 石巻市都市基盤復興「災害に強いまちづくり(基本構想)案」
	6.25	東日本大震災復興構想会議 「復興への提言：悲惨の中の希望」
	7.25	平成 23 年度第二次補正予算成立
	7.29	東日本大震災復興対策本部「復興基本方針」
	8.17	石巻市震災復興基本計画(骨子)
	8.22	都市基盤復興基本計画図案公表
	9.12	被災市街地復興推進地域決定告示(一部は延長)
	10.28	復興特区法案 閣議決定
	11	防災集団移転事業の対象世帯に用意する代替地と災害公営住宅の建設地として、同市蛇田、渡波両地区の民有地計約 126.4ha を買上げる方針決定。
	11.7	石巻市震災復興基本計画(素案)公表
	11.21	第三次補正予算可決・成立
	11.22	石巻市借上市営住宅制度実施要綱、取扱要領、整備基準、石巻市借上市営住宅の供給計画に関する選定基準、借上料に関する算定基準
	11.24 ~12.17	被災市街地復興推進地域内の復興事業説明会
11.29	復興特区法案 衆議院通過	
12.2	震災復興財源確保法公布*臨時増税	
12.16	復興庁設置法	
12.20	コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会(民間団体)発足	
12.22	石巻市震災復興基本計画	
12.26	東日本大震災復興特別区域法施行	
12.27	津波防災地域づくりに関する法律施行	
2012	1.6	復興特別区域基本方針 閣議決定東日本震災復興交付金制度要綱交付金申請開始
	1.23	宮城県住宅再建支援事業(二重ローン対策)受付開始(～2016.3.31)
	1.31	災害公営住宅申し込み期限(借り上げ型)
	2.10	復興庁設置
	2.15	石巻市震災復興基本計画実施計画
	2.24	石巻市復興整備協会設立蛇田地区被災市街地復興区画整理事業縦覧(～3.9)
	2.29	石巻市平成 24 年度予算案
	3.2	復興庁、復興交付金の初回配分額を公表
	3.10	都市再生機構と「東日本大震災における災害公営住宅の整備に係わる基本協定」

IV.2 石巻におけるまちづくりの経過

街なか創生協議会の発足と成果

IV.2.1 街なか創生協議会

石巻では、2011年5月よりまちなか復興会議を始動させ、被災した中心市街地に拠点「石巻まちカフェ」を設け、(株)街づくりまんぼうや中心市街地商店主を中心に復興まちづくりに関する意見交換、情報交換を行い、専門家・大学関係者を交えた勉強会も意欲的に開催してきた。すなわち、コミュニティ・センターはすでに形づくられ、活発な活動をしてきたと言ってよい。

こうした動きの中で、いくつかの街区では独自にまちづくり検討会が設立され、具体的な計画の検討が進められた。2011年12月、再度これらの個別の検討の連携を図り、中心市街地として総合的に復興まちづくりを検討・推進していくために「コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会」が発足した。同協議会会則は第2条(目的)に次のようにうたう：

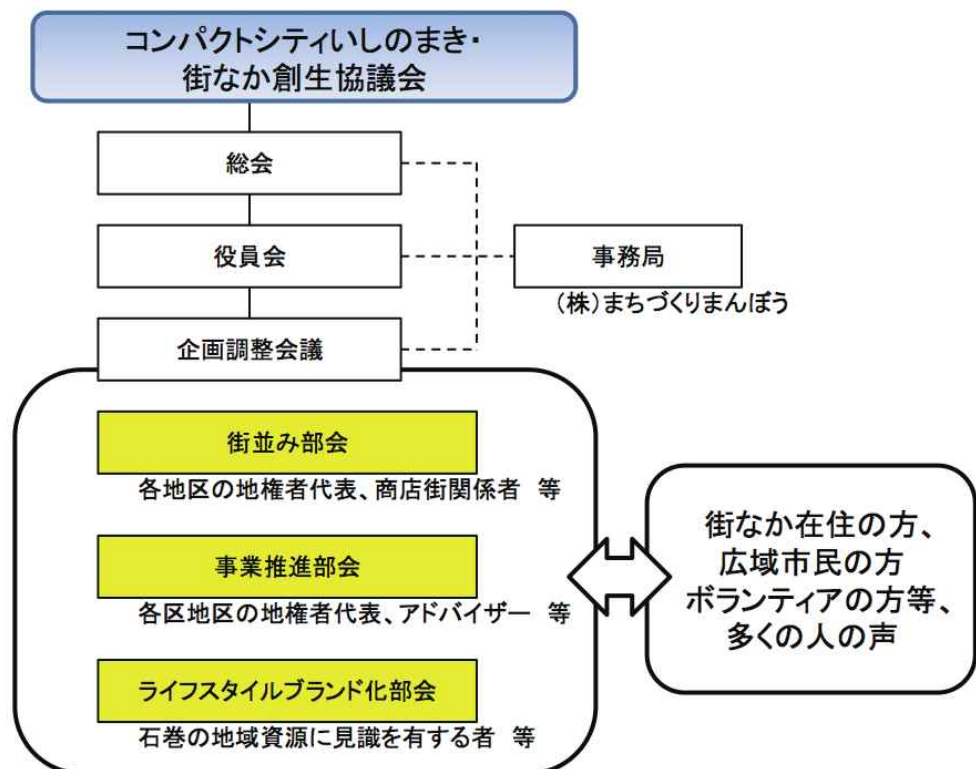


図 4.9 コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会の組織体制

本会は、石巻市の中心市街地の復興整備について、地権者等関係者及び関係諸団体との協働のもとで総合的に検討し、今後一層深刻化が懸念される人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりの最先端モデルとなることを目指し、石巻らしい景観・歴史・文化の薫る街づくり・街並みづくりを推進し、地域の発展に寄与することを目的とする。

役員会は石巻市、これまでまちづくり検討をサポートしてきた専門家・大学関係者、商工会議所や地元NPO等の代表が入り、具体的な企画を検討していく組織として街並み部会、事業推進部会、ライフスタイルブランド化部会を設置した。

IV.2.2 3つのポイント

街なか創生協議会を3つの部会から構成した理由を簡単に整理しておこう。この3つの部会は、復興や地域再生に不可欠な3つのポイントに相応する。

まず、土地利用促進を検討するにあたっては、建築の工夫が重要である。「町を再建する地区」で再建される町は地震や津波の被害からできる限り安全であり、なお快適で美しい町並みを造るよう設計される必要がある。建て直しはブロックごとに徐々に進むと考えられるので、全体の整合性を保つ仕組み〔デザインコード〕が不可欠である。この〔デザインコード〕が第一のポイントである。

第二に、被災地域に限らず、全国の地方は、震災前から、地域経済の停滞、雇用の減少、地域社会そのものの結束力の低下、地域文化の衰弱など、多くの問題を抱えていた。そのことを横に置き、とくにハードの整備のみから、復興の方法を発想しても、うまくはいかない。

そこで、地域の資源や個性・特性を最大限に活かし、創意工夫のもと、地域の総力を結集し、自律的・持続可能なまちづくりの仕組みを再構築することが、地域再生・復興のもっとも重要なポイントとなる。具体的には、復興してつくり出した床で、新しい商業や事業を展開していく必要がある。具体的には〔ライフスタイルのブラ



図 4.10 ワークショップ等の様子

ンド化]を進める必要がある。これが第二のポイントである。

以上に、第三のポイント、制度や財源などのスキームを加えると、復興、さらに地域再生に不可欠な3つの柱が浮かび上がる。第一が「デザイン（コンパクトな町へ）」、第二が「産業（ライフスタイルのブランド化）」、そして第三が「スキーム（まちづくり会社を活用した住民主体の事業スキーム）」である。それぞれ下図のように、デザイン、産業、スキームという三つの柱にまとめられる。

1. デザイン：コンパクトな町へ

- ・以前の町のかたちに戻す
- ・美しいまち 豊かな自然
- ・スプロール化した市街地全体を復旧するよりもコストが低減される

2. 産業：生活スタイルの誇りを産業に

- ・ライフスタイルのブランド化による生活産業の創出
- ・まちづくり会社は地域資源をいかした産業の振興・再生を行う

3. スキーム：まちづくり会社を活用した住民主体の事業スキーム

- ・地域共同体による地区のマネジメント
- ・土地利用権を共有化していく
- ・まちづくり会社を立ち上げる
- ・すぐにできる、すぐに必要な、小さなプロジェクトから立ち上げる

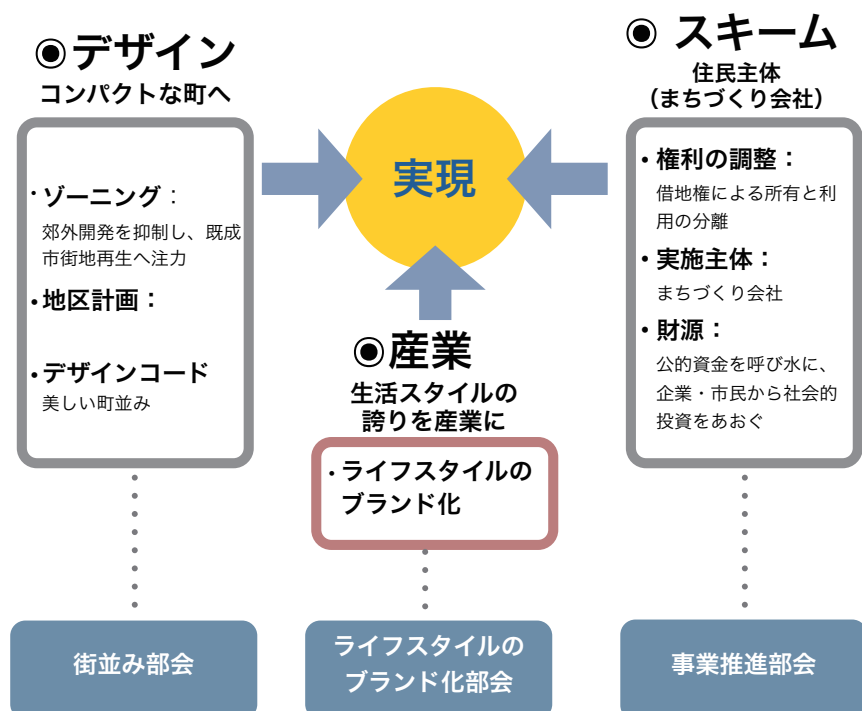


図 4.11 3つのポイント

前ページの図に即して、もう少し詳しく説明しよう。第一のデザインの柱では、コンパクトで、安全で美しい町をめざす。歴史的な集落の位置に中心市街地をコンパクトシティとして復興することや、かつての市街地を自然や農地に戻すことが考えられ、デザインコードを合意して、美しい町並みを再生し豊かな公共空間を生み出していく。

町を再生するということは、そこを産業の核としていくということである。海岸部に津波への備えをした漁業関連施設を整備すると同時に、再生した町並みを中心に、周辺地域と連携して、生活スタイルへの誇りを産業に展開していく。ライフスタイルをブランド化し産業化していく。

上記ふたつの柱を実現するのが、第3の柱・スキームである。どのような法律や制度をどのように活用するか、地権者や住民の合意をどのように進めるか、資金調達をどうするか、どのような体制で事業を進めるか、事業性をいかに確保するか、などを検討し、適切なスキームを提案していく街なか創生協議会では、第三の「スキーム」を担当するのが「事業推進部会」ということになった。

ライフスタイルのブランド化

ここで、やや耳慣れない言葉である「ライフスタイルのブランド化」についても補足説明をしておこう。

「ライフスタイルのブランド化」は、「市街地のコンパクト化」とともに、人口減少下で不可避となった市街地の物理的な縮退を、賢く行うための柱である。これまでも、地場産品や地域イメージなどのブランド化は熱心に取り組まれてきた。「ライフスタイルのブランド化」では、それを一歩進め、地域の風土のもとで育まれてきた固有のライフスタイル総体を再評価・再構成し、中心市街地をそのショーケースとして、地域経済を牽引する産業に育てていく。ライフスタイルには、「スマート・シュリンク」がめざす、地域の景観、中心市街地（二次、三次の中心を含む）の町並み・空間、人々が共生するコミュニティのあり方まで包摂される。

具体的に成すべきは次の3点である：

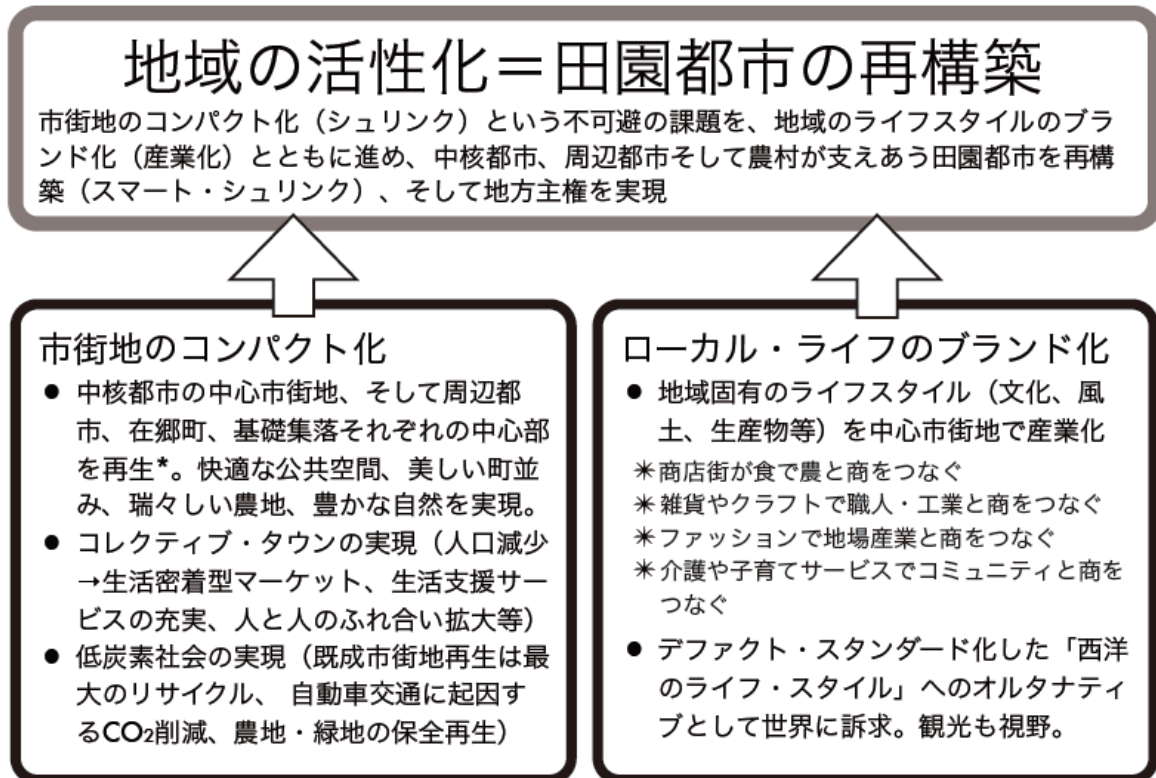
まず、中心市街地再生と地場産品・地域文化の連携を高いレベルで組み合わせる。これまで中心市街地の再開発は東京ブランドや大手流通資本に頼ってきたが、これを改める。地方都市・中心市街地の商業が、みずから生産者と消費者の媒介となり、中心市街地の空間整備とあわせて地域にこだわった新たな業種業態を開発・展開する。同時に風土に根ざした魅力ある公共空間を整備する。こうしてまず郊外ショッピングセンターに奪われた地域の消費者、さらに地域外の消費者、さらにより広域からの観光客をひきつけ、地域経済を再生する。市民が誇ることができるメインストリートが創出され

ることは、地域活性化の柱となるだろう。

第二に、圏域内に、大都市を經由しない濃密なネットワークを形成する。上述したように、圏域の中心都市の中心市街地とともに、周辺の都市・集落の中心を再生、コミュニティ・コンビニ、コミュニティ・レストラン、子育て・介護施設を整備する。そして圏域全体でネットワークを構成。これら施設、その利用者、生産者を、ICTを駆使したメディアでつなぎ、次世代型のローカル・コミュニケーション・プラットフォームを構築する。東京発でない身近な情報がかけめぐる場を形成し、その中で地域の市場（産物、商品、お店、サービス）が創出される構造をつくる。こうして生まれた市場を、地域外へ発信していく。

第三に、同様のプロジェクトを行う地域の連携をはかる。[国→県→市町村→コミュニティ]というツリー構造を、地域コミュニティが相互に協力しあうセミラチス型（ネットワーク型）構造へ変える。地域間でノウハウを交換しながら、地域の産品と文化に基づいた事業を展開する。地域にこだわる事業とは、排他的になることなく、地域が連携することで達成される。なお、ライフスタイルのブランド化は、地域の起業家によって担われ、雇用の70%を支える中小企業を活性化する。

こうしてブランド化された地域のライフスタイルは、これまでの



* 中心市街地活性化は、いわゆる地方中心都市に限定しない。重層的に構成されるさまざまな規模のコミュニティに応じて中心が必要だからである。やるべき事業は、市街地再開発から、コミュニティ・レストラン、コミュニティ・コンビニの整備まで幅広く考える。

図 4.12 地域活性化とスマートシュリンクのための2つの柱

ステレオタイプ化された日本像を超える「日本のライフスタイルのブランド化」につなげ、日本のライフスタイルを、デファクト・スタンダード化した「西洋のライフスタイル」のオルタナティブとして世界に訴求していく。こうして達成された美しい日本と地域ごとに豊かに展開する「地域のライフスタイル」確立こそが、大切である。このように地域の唯一無二の資源を再発見・再評価し、磨きあげていくことで、都市と農村が相互に助け合う田園都市を再構築する。そして、世界がうらやむような、魅力溢れる、豊かで清潔で住みやすい成熟社会のモデルをつくりあげる。

石巻を含む、被災地の豊かな美しいライフスタイルを世界へ訴求する作業はすでにクールジャパンの一環として取り組まれている。2011年にフランスのカンヌで開催された商業施設の見本市MAPICにおいて、展示が行われ注目を浴びた。



IV.2.3 街なか創生協議会の活動

さて、2011年の12月に設立された街なか創生協議会の各部会は、精力的に会合を重ね、年度内には一定の成果をあげつつある。

街並み部会は、東北大学姥浦研究室の支援のもと、街の全体的なあり方について話し合う場として、広く住民の参加を募りながら街並みづくりの基本的方針や地区計画の方針等を定めるべく、ワークショップを重ねてきた。次頁の「街並づくりの基本方針」は、この中でまとめられたものである。ライフスタイルブランド化部会(LSB部会)は石巻の暮らし、地産品の中から「石巻らしさ」について協議、発掘、磨き上げ、“クール(cool)”なものとして全国、全世界へ発信していくために、地元の生産業者やデザイナー・クリエイターも参加して協議を進めている。再開発でできる建物を使って、ライフスタイルに係わる店舗や施設を展開することが具体的な目標となる

事業推進部会は、具体的に再開発を決意した三カ所の地権者とともに、建築の設計、事業計画を検討し、2012年度内に、最初の復興住宅が提供できるよう精力的に準備を進めてきた。本調査の内容も、この作業をもとに組み立てられた。この事業部会の経過については、最後にまとめる「基本計画」の前に添える。



表 4.4 街なか協議会 活動経過

	全体会	街並み部会	LSB 部会
2011 12月	12.20 街なか協議会発 会式 第1回全体会		
2012 1月		1.9 第1回街並み部会 ・今後の進め方 ・各地区での取組み ・街並みガイドライン 1.19 第2回街並み部会 ・街並みガイドライン 1.26 第3回街並み部会 ・街並みゾーニング	1.9 第1回 LSB 部会 ・石巻の地域資源の意見出し 1.19 第2回 LSB 部会 ・クールジャパンの展開
2月	2.5 第2回全体会 中間報告会	2.8 第4回街並み部会 ・大通りの街並み 2.16 第5回街並み部会 ・通り沿いの壁面位置や高さ 2.22 第6回街並み部会 2.29 第7回街並み部会 ・北上川堤防沿い地区の街並 み	2.1 第3回 LSB 部会 ・湊町石巻としてのブランド化 2.8 第4回 LSB 部会 ・漁業・食文化 ・生活文化・歴史 ・新たな文化創造・情報発信 2.14 第5回 LSB 部会 2.27 第6回 LSB 部会 ・ボランティアとの協働 ・水産物
3月		3.12 第8回街並み部会 ・横丁のルール	3.14 第7回 LSB 部会 ・ボランティアとの協働 ・水産物

街並みづくりの基本方針（街並み部会）

1, 石巻ならではの安全・安心をつくる街並みづくり

堤防の整備、わかりやすく日常時も地域の拠点となる避難ピルの指定、避難訓練を各地区で行う、1階部分は非居住とする等、石巻ならではの『安全・安心』を住民自身の手でつくり出します。その際には、それが街並みの良さを損なうものではなく、新しい街並みの魅力を創り出すよう配慮します。

2, 場所性を大切にしたい街並みづくり

日和山・館山への眺望、川沿いの散歩道、人と緑の溢れる中瀬など、石巻の中心市街地を特徴付ける場所の力を最大限引き出すよう街並みをデザインします。

3, 地域資源を大切にしたい街並みづくり

古くから残る土蔵、稲井石やスレート、石巻ならではの食材・食文化など地域の素材・資源を大切にし、それらを結びつけることで、石巻の

中心市街地らしい特徴ある街並みを創り出していきます。

4, 「人」と「つながり」を大切にしたい賑わいある街並みづくり

街の主人公は人です。人に優しい、人が歩いて楽しめる便利で快適なコンパクトな街づくりを目指します。人々や人々の活動の息吹が通りに姿を見せ、それ自体が街の風景に加わるような街並みを創り出します。

5, 魅力的な個店・住宅が連続する街並みづくり

コンパクトな街づくりを進めるために、さまざまな生活関連施設の街なかへの集積を図ります。メインストリート・川沿いは魅力ある個店が連続した街並みとします。また被災された方々に対して、さまざまなタイプの住宅を、中低層の街並みと調和した形で積極的かつ迅速に供給します。